

内部格付手法の検証項目リスト

バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の導入に伴い、内部格付手法採用行は、自行の格付制度や推計パラメータ等に基づき自己資本比率を算出することが認められることになる。内部格付手法採用行は、自己資本比率の正確性・客観性を堅固な内部統制により担保させる必要があり、与信部門から独立した信用リスク管理部署の設置や、内部監査の重要性等が従来以上に強く求められる。これに対応するため、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（金融庁告示第 19 号）（以下「告示」という。）を整理し、内部格付手法採用行における信用リスク管理態勢を具体的に確認するための検証項目リストを新たに作成したものである。

検査官は、本検証項目リストを参考にして、告示及び「バーゼルⅡに関する Q&A」等に基づき、金融機関と十分な意見交換を行う必要がある。

（注）検証項目についての説明

特にことわりのない限り、検証項目は内部格付手法採用行（基礎的内部格付手法採用行及び先進的内部格付手法採用行）に対して、ミニマム・スタンダードとして求められる項目である。

なお、以下の項目については、経過措置が定められているので、検証時には留意が必要である。

- ① 平成 22 年 3 月 31 日前において、締結する元本補てん信託契約に係る信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、なお従前の例によることができる。
- ② 居住用不動産向けエクスポージャーの長期平均デフォルト時損失率（LGD）については、平成 19 年 3 月 31 日以後 3 年間、下限（フロア）を 10%とする。
- ③ 基礎的内部格付手法における、事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト確率（PD）の推計に係る「5 年以上の観測期間」については、平成 19 年 3 月 31 日以後 1 年間は「2 年以上の観測期間」、平成 20 年 3 月 31 日以後 1 年間は「3 年以上の観測期間」、平成 21 年 3 月 31 日以後 1 年間は「4 年以上の観測期間」とする。
- ④ リテール向けエクスポージャーの PD、LGD 及びデフォルト時エクスポージャー（EAD）の推計に係る「5 年以上の観測期間」については、平成 19 年 3 月 31 日以後 1 年間は「2 年以上の観測期間」、平成 20 年 3 月 31 日以後 1 年間は「3 年以上の観測期間」、平成 21 年 3 月 31 日以後 1 年間は「4 年以上の観測期間」とする。
- ⑤ 平成 19 年 3 月 31 日以後 3 年間に内部格付手法を採用しようとする金融機関について、最低要件に沿った内部格付制度を「承認に先立って 3 年以上にわたり」使用していることについては、以下の通りとする。
 - イ. 平成 19 年 3 月 31 日前に内部格付手法の採用について承認を申請する場合、「承認に先立って 3 年以上にわたり」とあるのは「承認の申請をする日に」とする。
 - ロ. 平成 19 年 3 月 31 日以後に内部格付手法の採用について承認を申請する場合、「承認に先立って 3 年以上にわたり」とあるのは「平成 19 年 3 月 31 日以後」とする。
- ⑥ 平成 16 年 6 月 28 日以後 9 月 30 日までの期間から選択する日において以下のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成 26 年 6 月 30 日まで、当該エクスポージャーの額に 100%のリスク・ウェィ

- トを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。
- イ. 株式等エクスポージャー。ただし、自己資本比率の算定において控除項目に該当する場合を除く。
- ロ. 信託受益権又は投資のために設立された法人その他これに類するものに対する持分であって、当該信託に属するすべての財産又は当該法人の保有するすべての資産がイ. の条件を満たすものであり、かつ、当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合。ただし、当該保有資産が定款上又は契約上であらかじめ定められた主要な株価指数（市場において一般的に用いられている上場株式の株価に関する指数をいう。）に沿って運用される場合には、特定することができるものとして扱うことができる。
- ⑦ 平成 20 年 3 月 30 日まで、派生商品取引の与信相当額の算出対象から除くことができる外国為替関連取引は、原契約期間が「5 営業日以内」とあるのを「14 日以内」と読み替えるものとする。
- ⑧ 経過営業日数が 5 日以上となった同時決済取引に係る規定は、平成 20 年 3 月 31 日から適用する。
- ⑨ 平成 20 年 3 月 30 日まで、有価証券、コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金について信用リスク・アセットの額を計上しなければならない。

(注) 用語の定義

本検証項目リストにおいて使用する用語の定義は、告示における定義に準拠する。

I. 内部統制

1. 取締役会等

内部統制について以下の基準を満たしているか。

- ① 格付付与手続（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当て並びに各エクスポージャーの PD、LGD 及び EAD の推計に関する一連の手続を総称していう。）に関するすべての重要事項は、取締役会等及び執行役員の承認を得ていること。
- ② 取締役及び執行役員が内部格付制度の概要について理解しており、関連する報告書を細部にわたって理解していること。
- ③ 執行役員が内部格付制度の運用に重大な影響を与えるような既存の方針の重要な変更及び例外について取締役会等に報告していること。
- ④ 執行役員が内部格付制度の設計及び運用を十分に理解しており、かつ、既存の過程と実務の重要な相違点について承認していること。
- ⑤ 執行役員が内部格付制度の適切な運用を継続的に確保していること。
- ⑥ 執行役員が信用リスク管理部署の担当者と格付付与手続の実績、改善すべき分野及び既に認識している問題点の改善状況を検討するため定期的に会合を行っていること。
- ⑦ 取締役会等又は執行役員に対する報告書において格付が不可欠な役割を果たしており、かつ、格付別の特性、格付の遷移、各格付に関連する変数の推計値、PD（先進的内部格付手法採用行の場合は PD、LGD 及び EAD）の推計値と実績値との比較その他の格付に関する重要な事項が取締役会等又は執行役員に対して報告されていること。

2. 信用リスク管理部署

- (1) 内部格付制度の設計又は選択、実施及び実績について責任を負い、独立して信用リスクを管理する部署（以下「信用リスク管理部署」という。）を設けているか。
- (2) 信用リスク管理部署は、与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立したものであるか。
- (3) 信用リスク管理部署は、以下の事項について責任を負っているか。
 - ① 内部格付制度の検証及び運用の監視
 - ② 内部格付制度の概要についての報告書の作成及び分析（デフォルトした時期及びデフォルトする前1年間の格付及びプール別のデフォルトに関するデータ、格付の遷移の分析、格付及びプールの主要な基準の傾向の監視を含む。）
 - ③ 格付及びプールの定義が各部門及び各地域にわたって一貫して適用されていることを確認する手続（債務者又はエクスポージャーごとに異なる格付基準及び手続を適用することを妨げない。）
 - ④ 格付付与手続の変更に関する審査及び当該変更に係る書類の作成（変更の理由を含む。）
 - ⑤ 格付及びプールの基準がリスクを正確に予測しているか否かを評価するために行われる当該基準の見直し
 - ⑥ 格付付与手続、格付及びプールの基準又は各格付若しくはプールに関連する変数の変更に関する書類の作成及び備置き
- (4) 信用リスク管理部署は、格付付与手続で使用するモデルの開発、選択、実施及び検証

に積極的に参画しているか。

- (5) 信用リスク管理部署は、(4)のモデルについて管理及び監督並びに当該モデルの継続的な見直し及び変更について責任を負っているか。

3. 監査

独立した機能を有する内部の監査部署は、年1回以上の割合で信用リスク管理部署の管理状況、PD、LGD 及び EAD の推計値、該当するすべての最低要件の遵守状況等、内部格付制度及びその運用状況を見直し、その結果に関する監査報告書を作成しているか。

II. 内部格付手法の利用

1. 承認事項の変更に係る届出

以下のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出ているか。

- ① 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- ② 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- ③ 内部格付手法の最低要件を満たさない事由が生じた場合

2. 適用除外先の適切性に係る検証

- (1) 内部格付手法の適用除外先としている事業単位又は資産区分について、以下の定量基準の充足状況を定期的に確認しているか。
- ① 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が10%を超えていないこと。
 - ② 標準的手法を用いる一の実業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が2%を超えていないこと。ただし、当該内部格付手法採用行を子会社とする内部格付手法採用行又は銀行持株会社が存在する場合は、標準的手法を用いる一の実業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットがその内部格付手法採用行又は銀行持株会社（他の内部格付手法採用行又は銀行持株会社の子会社であるものを除く。）の信用リスク・アセットの額の合計額に占める割合が2%を超えていないことをいう。
- (2) 内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載されている、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でないとは判断する定性基準を満たしているか定期的に確認しているか。

III. 信用リスク・アセット額の算出

1. 事業法人等向けエクスポージャー

- (1) 事業法人向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるPDは、0.03%を下回っていないか。
また、デフォルトに相当する格付を付与された事業法人等向けエクスポージャーのPDは、100%となっているか。
- (2) 基礎的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセッ

トの額の算式に用いる LGD は 45%となっているか。ただし、劣後債権の場合は、75%となっているか。

なお、以下の算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

$$\text{LGD} = 45\% \times (\text{包括的手法に基づいて信用リスク削減手法の効果を勘案した後の事業法人等向けエクスポージャーの額}) / (\text{当該事業法人等向けエクスポージャーの額})$$

基礎的内部格付手法採用行は、適格債権担保、適格不動産担保又は適格その他資産担保（以下「適格資産担保」という。）の目的たる資産の運用要件を満たす場合であって、当該エクスポージャーの額に対する適格資産担保の額の割合が以下の最低所要担保カバー率以上であるときは、当該適格資産担保の額を以下の超過担保カバー率で除した額に相当する部分について、同表に定める LGD を適用することができる。

	最低所要担保 カバー率	超過担保 カバー率	LGD
適格債権担保	0%	125%	35%
適格不動産担保	30%	140%	35%
適格その他資産担保	30%	140%	40%

- (3) 適格債権担保は、以下の要件のすべてを満たす債権であって、担保として供されたものであるか。
- ① 当初の満期が1年以内であり、被担保債権の債務者が第三者と行った商取引に基づき支払を受ける債権であること。
 - ② 証券化、ローン・パーティシペーション又はクレジット・デリバティブに関連する債権ではないこと。
 - ③ 債務者の子法人等（銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。）又は関連法人等（銀行法施行令第4条の2第3項に規定する関連法人等をいう。）その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。
- (4) 適格不動産担保は、事業用不動産又は居住用不動産に設定された担保であって、以下の性質をすべて有するものであるか。
- ① 被担保債権の債務者のリスクが、当該不動産又は当該不動産に係るプロジェクト以外を原資とする債務者の返済能力に依存するものであること。
 - ② 担保の目的である不動産の価値が、債務者の業績に大きく依存するものではないこと。
 - ③ 被担保債権が事業用不動産向け貸付けに該当しないこと。
- (5) 適格その他資産担保は、適格船舶担保、適格航空機担保及び適格ゴルフ会員権担保のいずれかとなっているか。
- (6) 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオン・バランス資産項目の EAD は、当該エクスポージャーを全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金、部分直接償却額及びデフォルトした購入債権をディスカウントで購入した場合の当該ディスカウントの額（返金を要しないものに限る。）の合

計額を下回らない額となっているか。

なお、上記にかかわらず、以下の信用リスク削減手法の効果を EAD で勘案することができる。

- ① 法的に有効な相対ネットティング契約（レポ形式の取引に限る。）
- ② 貸出金と自行預金の相殺

- (7) 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、以下に掲げる算式により適切に算出された実効マチュリティとなっているか。ただし、1年に満たない場合は1年とし、5年を超える場合は5年とする。

$$\text{実効マチュリティ (M)} = \frac{\sum_t t \times \text{CF}_t}{\sum_t \text{CF}_t}$$

CF_t は、期間 t において債務者が債権者に契約上支払いうるキャッシュ・フロー

また、契約上の支払債務の実効マチュリティを算出することができない場合は、前算式に代えて、契約上定められた当該エクスポージャーの残存期間その他の保守的な値を用いているか。

なお、上記ただし書にかかわらず、以下に該当する短期のエクスポージャーのうち契約当初の満期が1年未満のものについては、1年の下限を適用しない。この場合において、マチュリティは、1日以上の実効マチュリティを用いるものとする。

- ① レポ形式の取引（同種の取引のために一般に用いられている約定形態を満たすものに限る。）、コール取引その他の短期金融市場取引によるエクスポージャー
- ② 以下のすべての要件を満たすその他資本市場取引によるエクスポージャー
イ. 担保による十分な保全が継続されること。
ロ. 毎営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服していること。
ハ. 相手方の期限の利益喪失時又は担保額調整に係る義務が履行されない場合に担保の速やかな処分又は相殺が可能であること。
- ③ 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務
- ④ 有価証券、コモディティ、外国通貨又は資金を決済するための取引（派生商品取引を除く。）によるエクスポージャー

2. リテール向けエクスポージャー

- (1) 信用リスク・アセットの額の算式に用いる PD は、0.03%を下回っていないか。
- (2) LGD は、デフォルト時に生じる経済的損失の EAD に対する割合を百分率で表した推計値となっているか。
- (3) オン・バランス資産項目の EAD は、当該リテール向けエクスポージャーを全額償却した場合に減少する自己資本の額並びに個別貸倒引当金、部分直接償却額及びデフォルトした購入債権をディスカウントで購入した場合の当該ディスカウントの額（返金を要しないものに限る。）の合計額を下回らない額となっているか。ただし、EAD について貸出金と自行預金の相殺による効果を勘案するときは、標準的手法における貸出金と自行預金の相殺の取扱い及び信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合の取扱いを準用することができる。

- (4) オフ・バランス資産項目の EAD は、信用供与枠の未引出額に掛目の自行推計値を乗じた額又は自行推計した追加的な引出が行われうる額となっているか。
- (5) 適格リボルビング型リテール・エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済の信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮して EAD を推計し、当該 EAD を用いて信用リスク・アセットの額を算出しているか。
- なお、ここで推計されるオフ・バランス資産項目に係る EAD は、証券化取引の原資産として譲渡された実行済の信用供与に対応する未実行部分全体の EAD に、当該証券化取引において保有する部分の原資産総額に占める割合を乗じた値とする。

3. 株式等エクスポージャー

- (1) 信用リスク・アセットの額は、以下のいずれかの方式により算出されているか。
- ① マーケット・ベース方式（簡易手法、内部モデル手法）
 - ② PD/LGD 方式
- (2) 信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、各株式等エクスポージャーのポートフォリオごとに一貫して同じ方式及び手法を用いているか。
- (3) 簡易手法を用いて信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該信用リスク・アセットの額は、株式等エクスポージャーの額に、上場株式については 300%、非上場株式については 400% のリスク・ウェイトを乗じた額となっているか。
- (4) 内部モデル手法を用いて信用リスク・アセットの額を算出する場合、長期の標本期間にならって算出された、四半期の収益率と適切なリスクフリー・レートとの差につき、片側 99% の信頼区間を前提とし、内部のバリュエーション・モデルを用いて算出しているか。
- 個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、上場株式については株式等エクスポージャーの額に 200% を乗じた額を、非上場株式については株式等エクスポージャーの額に 300% を乗じた額を下回っていないか。
- (5) PD/LGD 方式を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該株式等エクスポージャーを事業法人等向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出しているか。
- また、この場合、LGD を 90%、マチュリティを 5 年として算出しているか。
- (6) PD/LGD 方式において、株式等エクスポージャーの対象となる事業法人に対して株式等エクスポージャー以外のエクスポージャーを保有しておらず、かつ、当該事業法人のデフォルトに関する十分な情報をもたない場合、信用リスク・アセットの額は自行推計した PD を用いて算出された額を 1.5 倍したものとなっているか。
- (7) PD/LGD 方式において、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を 8% で除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの額に、上場株式については 200%、非上場株式については 300% のリスク・ウェイトを乗じた額を下回っておらず、1,250% を乗じた額を上回って

いないか。

- (8) (7)にかかわらず、以下の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該株式等エクスポージャーの期待損失額を 8%で除して得た額の合計額は、当該株式等エクスポージャーの EAD に 100%のリスク・ウェイトを乗じて得た額を下回っていないか。
- ① 上場株式であって、当該株式投資が長期的な顧客取引の一部をなしており、短期的な売買により譲渡益を取得することが期待されておらず、長期的にトレンド以上の譲渡益を取得することが予定されていないもの
 - ② 非上場株式であって、当該株式投資に対する回収が譲渡益ではなく定期的なキャッシュ・フローに基づいており、トレンド以上の将来の譲渡益又は利益を実現させることを予定していないもの
- (9) 株式等エクスポージャーに関する経過措置の適用対象先は適切に特定、管理されているか。

4. 信用リスク・アセットのみなし計算

- (1) 信用リスク・アセットの額の計算方法は、信用リスク・アセットのみなし計算で定める優先順位に従って適切に選択されているか。
- (2) 保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなき場合は、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもって当該エクスポージャーの信用リスク・アセットとしているか。
- (3) (2)に該当する場合であっても、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクスポージャーが含まれており、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスポージャーが占めるときは、当該エクスポージャーの額に、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットとすることができるが、この場合、株式等エクスポージャーが過半数を占めることを適切に確認しているか。
- (4) 保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができず、かつ、(2)及び(3)の方法によることができない場合であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなき場合は、当該資産運用基準に基づき最もリスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取った場合の信用リスク・アセットの額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額としているか。
- また、以下の方法による場合、それぞれの要件を満たしているか。
- ① 裏付けとなる個々のエクスポージャーについて計算されたリスク・ウェイトを最大投資可能額に対応するリスク・ウェイトとして適用する場合、当該資産について内部格付が付与されていること
 - ② 外部信用評価機関又はそれに類する機関（以下「外部信用評価機関等」という。）が付与する格付（以下「外部格付」という。）が運用基準として用いられている場合、外部格付と内部格付が紐付けされていること

- (5) 保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができず、かつ、(2)及び(3)の方式によることができない場合であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、リスク・ウェイトを決定するための基準を設けた上、適切に信用リスク・アセットの額を算出しているか。
- また、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が400%を下回る蓋然性が高いと判断する基準について適切に規定されているか。

5. 購入債権

- (1) 購入債権の信用リスク・アセットの額は、デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額と希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の合計額となっているか。ただし、希薄化リスク相当部分が重要でない場合は、デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額とすることができる。
- また、希薄化リスク相当部分が重要でないと判断する基準について適切に規定されているか。
- (2) 購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスクに係る EAD は、購入事業法人等向けエクスポージャーに係る $EAD_{dilution}$ から希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額に8%を乗じて得た額及び購入事業法人等向けエクスポージャーに係る $EAD_{dilution}$ に $EL_{dilution}$ を乗じた額の合計額を控除した額となっているか。
- (3) リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係る EAD は、信用供与枠の未引出額に75%を乗じた額から希薄化リスクに係る所要自己資本の額を除いた額としているか。ただし、0を下回る場合は0とする。
- (4) トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーの実効マチュリティ (M^*) は、当該適格購入事業法人等エクスポージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスポージャープール内の個々の適格購入事業法人等向けエクスポージャーごとに算出された実効マチュリティ (M) を算出し、適格購入事業法人等向けエクスポージャーの残高で加重平均した期間となっているか。
- (5) リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係る実効マチュリティは、融資枠契約の残存期間にリボルビング型購入債権の売買契約において今後引き出され得る債権のうち譲り受け得る債権について考えられる最も長いマチュリティを有する債権のマチュリティと購入債権に係る信用供与枠のマチュリティを合計した期間となっているか。
- (6) 購入リテール向けエクスポージャーのデフォルト・リスクに係る EAD は、購入リテール向けエクスポージャーに係る $EAD_{dilution}$ から希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額に8%を乗じて得た額及び購入リテール向けエクスポージャーに係る $EAD_{dilution}$ に $EL_{dilution}$ を乗じた額の合計額を控除した額となっているか。
- (7) 購入リテール向けエクスポージャーのプールに複数の資産区分に該当する資産が含まれる場合、当該プールはデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額が最

大となる資産区分（当該プールに含まれるものに限る。）のみで構成されているものとみなしているか。

6. リース取引

- (1) リース料に係る信用リスク・アセットの額は、リース料からレッサーがリース期間の開始日に利息相当額として合理的に見積もった額を控除した額を EAD、リース期間をマチュリティ (M) とし、レシーに対応する PD、LGD 及び売上高（卸売業その他の事業法人の事業規模を判断するに当たって売上高を用いることが適切でない場合は総資産。）(S) を用いて算出しているか。ただし、マチュリティ (M) については、リース期間に代えて、リース料から利息相当額を控除した額の実効マチュリティに基づいて計算を行うことを妨げない。
- (2) リース取引において残価リスクが無い場合で、かつ、レシー向けのエクスポージャーにリース物件が担保に付されているものとして扱う場合、以下の要件を満たしているか。
 - ① リース物件の所在、用途、経過年数及び陳腐化への対応策についてレッサーが堅固なリスク管理を行っていること
 - ② レッサーをリース物件の所有者とし、レッサーが所有者としての権利を適時に行使できるようにするような強固な法的枠組みがあること
 - ③ リース物件の減価償却による価値の減少率とリース料の元本相当部分のリース料支払による減少率の差違は、当該リース物件による信用リスク削減手法の効果を超えて過大に勘案するほど大きなものでないこと
 - ④ 適格その他資産担保の運用要件を満たしていること
- (3) リース取引において、見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額は、当該見積残存価額に 100% を乗じた額となっているか。

IV. 内部格付制度の設計

1. 事業法人等向けエクスポージャーの内部格付制度

- (1) 信用リスクの評価、エクスポージャーに対する内部格付の付与並びに PD、LGD 及び EAD の推計（事業法人等向けエクスポージャーの LGD 及び EAD の推計については先進的内部格付手法採用行に限る。）を行う方法、手続、統制、データの収集及び情報システム（以下、「内部格付制度」と総称する。）を設けているか。
- (2) 複数の内部格付制度を設ける場合、各債務者を当該債務者のリスクを判定するのに最もふさわしい内部格付制度に割り当てるための基準を作成し、当該基準を記載した書類を整備しているか。
また、この場合、自己資本比率を向上させるために、債務者を内部格付制度に対して恣意的に割り当てていないか。
- (3) 事業法人等向けエクスポージャーについて債務者格付と案件格付からなる内部格付制度を設けているか。ただし、特定貸付債権について、スロットティング・クライテリアを適用している場合、当該特定貸付債権については期待損失率に応じた内部格付制度を用いることができる。

- (4) 債務者格付は、以下の性質のすべてを有するものであるか。
- ① 債務者のPDに対応するものであること
 - ② 同一の債務者に対する複数の事業法人等向けエクスポージャーを有する場合はこれらに対して同一の債務者格付が付与されること。ただし、次のイ．又はロ．の場合は、この限りではない。
 - イ．トランスファー・リスクを考慮し、債務者の所在地国の通貨建て又はそれ以外の通貨建てであるかに応じて異なる債務者格付を付与する場合
 - ロ．当該エクスポージャーに関連する保証が、債務者格付において勘案されている場合
- (5) 信用リスク管理指針に記載されている事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付は、以下の点について実態と乖離が生じていないか。
- ① 個々の債務者格付の意味するリスクの水準に鑑み、各債務者格付の関係が明確になっていること。
 - ② 債務者格付は、当該格付が下がるごとにリスクの水準が高くなっていること。
 - ③ 各債務者格付のリスクの水準は、当該債務者格付に対応する債務者の典型的なデフォルト確率及び当該信用リスクの水準を判断するために設けられている基準により規定されていること。
- (6) 事業法人等向けエクスポージャーについてLGDに対応した案件格付を設けているか。ただし、基礎的的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの案件格付を設けるに当たっては、債務者及び取引に特有の要素を勘案することができる。

2. 特定貸付債権の内部格付制度

特定貸付債権にスロットティング・クライテリアを用いる場合は、当該特定貸付債権に対して、最低要件に合致した自行の基準、格付の体系及び手続に基づき格付を付与し、当該格付を告示に定めるリスク・ウェイト区分に紐付け（マッピング）しているか。

また、当該紐付け（マッピング）プロセスは明確に規定され、その適切性について適時検証されているか。

3. リテール向けエクスポージャーの内部格付制度

- (1) リテール向けエクスポージャーについて債務者及びエクスポージャーに係る取引のリスクに基づく、これらの特性を考慮した内部格付制度を設けているか。
- (2) 以下の要件を満たすように、リテール向けエクスポージャーを各プールに割り当てているか。
- ① 当該割り当てによって、リスクが適切に区分されること。
 - ② 各プールが十分に類似性を持ったエクスポージャーによって構成されること。
 - ③ 当該割り当てによって、プールごとに、損失の特性を正確かつ継続的に推計することが可能になること。
- (3) 各プールへの割り当てに当たっては以下の要素その他のリスク特性を考慮しているか。
- ① 債務者のリスク特性
 - ② 取引のリスク特性（共同担保条項がある場合は、これを必ず考慮する。）

③ エクスポートの延滞状況

- (4) リテール向けエクスポートについてプールごとに PD、LGD 及び EAD を推計しているか。ただし、複数のプールの PD、LGD 又は EAD の推計値が同一となることを妨げない。

4. 事業法人等向けエクスポートの格付の構造

- (1) 事業法人等向けエクスポートを各債務者格付及び案件格付に過度に集中することのないよう適切に分布させているか。ただし、集中していることの妥当性が十分な実証されたデータにより裏付けされている場合は、この限りでない。
- (2) 事業法人等向けエクスポートについて、少なくともデフォルトしていないエクスポートについて 7 以上の債務者格付を、デフォルトしたエクスポートについて 1 以上の債務者格付を設けているか。
- (3) 各債務者格付の定義を規定するに当たっては、当該債務者格付に付与される債務者に典型的なリスクの水準及び当該格付に相当する信用リスクの程度を判断するために使用する基準を設けているか。
- (4) 先進的内部格付手法採用行は、LGD が大きく異なるエクスポートに対して同一の案件格付を付与することのないよう、十分な数の案件格付を設けているか。
- (5) 先進的内部格付手法採用行が案件格付の定義付けに用いる基準は、実証されたデータに基づくものであるか。
- (6) 特定貸付債権についてスロットティング・クライテリアを利用している場合、デフォルトしていない債権について 4 以上の格付を、デフォルトした債権について 1 以上の格付を設けているか。

5. リテール向けエクスポートの格付の構造

リテール向けエクスポートをプールに割り当てるに当たり、以下のすべての要件を満たしているか。

- ① 各プールの PD、LGD 及び EAD が定量化されていること。
- ② 各プールのエクスポートの数は、プール単位での PD、LGD 及び EAD の定量化及び検証を可能とする程度であること。
- ③ 複数のプールを比較した場合、各プールに割り当てられている債務者及びエクスポートが適切であること。
- ④ エクスポートは、一のプールに不当に集中していないこと。

6. 格付の基準

- (1) エクスポートに対して格付の体系の中の各格付を付与し、又はエクスポートをプールに割り当てるために、明確な格付及びプールの定義、手続及び基準を設けているか。
- (2) 事業部門、各部署及び地理的位置にかかわらず、同様のリスクを有する債務者及びエクスポートに対して一貫して同一の格付を付与し、又は同一のプールに割り当てる

ことを可能とするように、同一の格付及び同一のプールの定義及び基準を十分に詳細に規定しているか。

- (3) 債務者及びエクスポージャーの種類により異なる格付の基準及びプールへの割り当ての基準並びに格付の付与及びプールへの割り当ての手続を適用する場合は、不整合な点がないか監視するとともに、一貫性を向上するよう適時に格付基準を変更しているか。
- (4) 独立した機能を有する内部の監査部署その他の第三者が格付の付与及びプールへの割り当てが適切であることを評価することができる程度に、格付及びプールの定義及び基準を明確かつ詳細に規定しているか。
- (5) 格付の付与及びプールへの割り当ての基準は、信用供与の基準及び問題の生じた債務者及びエクスポージャーの取扱方針と一貫したものであるか。
- (6) エクスポージャーに対して債務者格付及び案件格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てるときは、入手可能であり、かつ、重要な関連する最新の情報をすべて考慮に入れているか。
- (7) 保有する情報量が少ない場合は、債務者格付及び案件格付の付与又はプールへの割り当てを、より保守的に行っているか。
- (8) エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てるときの主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れているか。
- (9) 現在の自行の資産全体の構成と外部の状況に対して格付及びプールの基準並びに格付の付与及びプールへの割り当ての手続が十分に適用可能であるかどうかを判断するために、当該基準及び当該手続を定期的に見直しているか。

7. 格付付与及びプールへの割り当てにおける評価対象期間

- (1) 債務者格付の付与及びプールへの割り当てに当たって、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を以下の方法その他の適切な方法により評価しているか。
 - ① 事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールについて PD、LGD の推計を行うに当たって特定の適切なストレス・シナリオを利用すること
 - ② 経済状況の悪化又は予期せぬ事態に対する債務者の耐性を反映する特質を適切に考慮すること
- (2) (1)の評価に当たって、評価対象期間及び各産業又は地域の景気循環の中で生じうる経済状況を考慮しているか。

また、将来の事象及び将来の事象が特定の債務者の財務状況に及ぼす影響を予測することが困難なことに鑑み、将来に関する予測情報を保守的に評価しているか。

さらに、入手可能な将来に関する情報が限定的である場合は、より保守的に分析を行っているか。

8. モデルの利用

- (1) 債務者格付若しくは案件格付の付与又は PD、LGD 及び EAD の推計に統計的モデルその他の機械的な手法（以下「モデル」と総称する。）を用いる場合は、以下のすべての要件を満たしているか。
 - ① モデル及び入力値は、以下のすべての性質を有するものであること。
 - イ. モデルの予測能力が高く、モデルの利用の結果、所要自己資本の額が不当に軽減されるものでないこと。
 - ロ. モデルの入力値となる変数が結果に対する合理的な予測変数であること。
 - ハ. モデルの出力値につき、これを適用する債務者及びエクスポージャーの額の観点で重大な偏りが認められないこと。
 - ② 統計的なデフォルト又は損失を推計するモデルへ入力するデータについて、正確性、完全性及び適切性の評価その他の審査手続を実施していること。
 - ③ モデルの構築に用いられたデータは、実際の債務者又はエクスポージャーの母集団を代表するものであること。
 - ④ モデルを人的判断と組み合わせて用いている場合は、以下のすべての要件を満たすものであること。
 - イ. 人的判断は、モデルにおいて考慮されていないすべての関連する重要な情報を網羅したものであること。
 - ロ. 人的判断とモデルによる予測結果をどのように組み合わせるかについて書面による指針が作成されていること。
 - ⑤ モデルに基づく格付の付与について人による見直しの手続が設けられており、かつ、当該手続が当該モデルの既知の脆弱性に起因する誤りの発見及び防止に焦点を置いたものであって、かつ、モデルの機能の継続的な向上を促すものであること。
 - ⑥ モデルの運用実績及び安定性の評価、モデルとモデルの前提となっている状況の関連性の見直し、実績値とモデルの予測値の対照その他のモデルの検証が定期的に行われること。

9. 内部格付制度の設計及び運用に関する規程類の整備

- (1) 信用リスク管理指針に内部格付制度の設計及び運用について詳細に記載しているか。
- (2) 信用リスク管理指針に記載されている以下の事項について、実態と乖離が生じていないか。
 - ① ポートフォリオの分類
 - ② 格付及びプールの基準並びに当該基準を選択した合理的理由（当該基準並びに当該基準に基づく格付の付与及びプールへの割り当ての手続によって、リスクに応じた適切な格付が付与され、プールに割り当てられる蓋然性が高いことを示す分析を提供するもの）
 - ③ 格付の付与及びプールへの割り当てを行う部署、格付の付与及びプールへの割り当ての例外事項の定義並びに例外を承認する権限のある部署その他の格付の付与及びプールへの割り当てに関する組織（格付の付与及びプールへの割り当ての手続並びに内部統制の仕組みに関する記載を含む。）
 - ④ 格付の付与及びプールへの割り当ての見直しの頻度並びに手続並びに格付の付与及びプールへの割り当ての手続に対する取締役会または取締役会の下部機関である会議体（以下、取締役会等という。）及び執行役員（信用リスク管理について業務執行権限を授けられたものをいう。）による監督

- ⑤ 格付の付与及びプールへの割り当ての手続の主要な変更点の履歴
 - ⑥ 使用されるデフォルト及び損失の具体的な定義並びに当該定義と告示に定める定義の整合性
- (3) 格付の付与及びプールへの割り当ての手続においてモデルを使用している場合は、信用リスク管理指針に以下の事項を記載しているか。
- ① モデルの概要（格付、債務者、エクスポージャー又はプールに推計値を割り当てる際の理論、前提又は数学的及び実証的裏付け並びにモデルを作成するために用いられるデータ・ソースに関する詳細な概要）
 - ② モデルの作成に用いた評価対象期間及び標本以外のデータによるテストその他のモデルを検証するための厳格な統計的な手続
 - ③ モデルが有効に機能しないと想定される状況

V. 内部格付制度の運用

1. 事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与

- (1) 事業法人等向けエクスポージャーについては、当該エクスポージャーの債務者及び保証人又はプロテクション提供者（当該保証人又はプロテクション提供者による保証又はクレジット・デリバティブにつき信用リスク削減効果を勘案する場合に限る。）に対して債務者格付を付与し、かつ、審査手続において案件の特性に応じて当該エクスポージャーを案件格付と関連付けているか。
- (2) 事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体単位で個別に付与しているか。ただし、当該事業体等の親法人等、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であって、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りではない。

2. リテール向けエクスポージャーのプールへの割り当て

プールへの割り当てにおいて、保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案している場合は、保証又はクレジット・デリバティブがないと仮定した場合のプールへの割り当て並びにそれに基づく PD、LGD 及び EAD の推計を行っているか。

3. 事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与手続の健全性の維持

- (1) 事業法人等向けエクスポージャーについては年 1 回以上、リスクの高い債務者や問題のあるエクスポージャーについてはより頻繁に、債務者格付及び案件格付を見直しているか。
- (2) 事業法人等向けエクスポージャーの債務者又はエクスポージャーについて重要な情報が判明した場合、速やかに債務者格付又は案件格付を見直しているか。
- (3) 最終的な格付の付与及び(1)、(2)の格付の見直しは、信用供与によって直接利益を受けることがない立場にあるものが行うか又はその者の承諾を得ているか。
- (4) 事業法人等向けエクスポージャーについて、PD に影響する債務者の特性並びに LGD 及び EAD に影響する案件の特性に関する重要な情報を収集し、債務者格付及び案件格付を

更新する有効な手続を設けているか。

4. リテール向けエクスポージャーのプールへの割り当ての手続の健全性の維持

- (1) リテール向けエクスポージャーについて、年 1 回以上の割合で各プールの損失特性及び延滞状況を見直しているか。
- (2) 各リテール向けエクスポージャーが継続的に適切なプールに割り当てられていることを確認するために、当該プールに属するリテール向けエクスポージャーの代表的な標本調査その他の方法により、年 1 回以上各プール内の個々の債務者の状況を見直しているか。

5. 格付の書換え

- (1) 人的判断に基づく内部格付制度の運用を行っている場合は、以下の事項その他の格付及び推計値の変更に係る事項について明確な規定を設けているか。
 - ① 変更の方法
 - ② 変更可能な範囲
 - ③ 変更の責任者
- (2) モデルに基づく内部格付制度の運用を行っている場合は以下の事項を監視するための手段及びガイドラインを設けているか。
 - ① 人的判断によるモデルに基づく格付付与又は推計結果の変更
 - ② モデルに用いる変数の除外
 - ③ モデルの入力値の変更
- (3) (2)のガイドラインは、格付付与又は推計結果の変更に関する責任者を特定するものであるか。
- (4) 格付及び推計値について変更を行った場合は、当該変更ごとに変更後の実績を記録しているか。

6. 事業法人等向けエクスポージャーに関するデータの維持管理

- (1) 事業法人等向けエクスポージャーについて以下の情報を保存しているか。
 - ① 債務者及び保証人に初めて債務者格付を付与した日以降の、債務者格付を付与した日、当該債務者格付の付与に用いた方法及び主要なデータ、格付付与の責任者、推計に使用したモデルその他の債務者及び保証人に関する債務者格付の履歴に係る情報
 - ② デフォルトした債務者及びエクスポージャーの特定並びにデフォルトが発生した時期及びその状況に係る情報
 - ③ 格付に対応した PD、PD の実績値及び格付の推移に係るデータ
- (2) 先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて以下の情報を保存しているか。
 - ① 各エクスポージャーに対する LGD 及び EAD の推計値に関するデータの完全な履歴、当該推計に使用した主要なデータ並びに格付付与の責任者及び推計に使用したモデルに係る情報
 - ② デフォルトしたエクスポージャーに関する LGD 及び EAD の推計値及び実績値

- ③ 保証又はクレジット・デリバティブの効果を勘案する前及び勘案した後の当該エクスポージャーの LGD に関するデータ（保証又はクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果を LGD の推計において勘案している場合に限る。）
- ④ 回収額、担保、残余財産の分配又は保証その他の回収方法、回収に要した期間、回収費用その他のデフォルトした各エクスポージャーの損失又は回収に係るデータ

7. リテール向けエクスポージャーに関するデータの維持管理

リテール向けエクスポージャーについて以下の情報を保存しているか。

- ① 債務者及びエクスポージャーの特性に関するデータその他のエクスポージャーをプールに割り当てる過程で用いたデータ
- ② 延滞に関するデータ
- ③ プールに対応する PD、LGD 及び EAD の推計値に関するデータ
- ④ デフォルトしたエクスポージャーが、デフォルトする前1年間にわたって割り当てられていたプールに関するデータ並びに LGD 及び EAD の実績値

8. ストレス・テスト

- (1) 自己資本の充実度を評価するために適切なストレス・テストを実施しているか。
- (2) (1)のストレス・テストは、経済状況の悪化、市場環境の悪化及び流動性の悪化その他の信用リスクに係るエクスポージャーに好ましくない効果を与える事態の発生又は経済状況の将来変化を識別するものであって、かつ、こうした好ましくない変化に対する対応能力の評価を含むものであるか。
- (3) 特定の条件が信用リスクに対する所要自己資本の額に及ぼす影響を評価するために、自行のエクスポージャーの大部分を占めるポートフォリオについて、少なくとも緩やかな景気後退のシナリオの効果を検討した有意義かつ適度に保守的な信用リスクのストレス・テストを定期的の実施しているか。
- (4) (3)のストレス・テストを実施するに当たっては、以下の要件を満たしているか。
 - ① 内部のデータにより、少なくともいくつかのエクスポージャーについて格付の遷移を予測すること
 - ② 信用環境のわずかな劣化が自行の格付に及ぼす影響を考慮することにより、信用環境がより悪化した場合に生じうる影響について情報を得ること
 - ③ 自行の格付を外部格付の区分に大まかに紐付けする方法その他の方法により外部格付の格付推移実績を考慮すること
- (5) ダブル・デフォルト効果を勘案する場合、(3)のストレス・テストを実施するに当たっては、(4)の要件に加えて以下の要件を満たしているか。
 - ① 保証人又はプロテクション提供者が格付の変化により、保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果が勘案できなくなるときの影響を考慮すること
 - ② 保証人若しくは被保証債権の債務者のいずれか又はプロテクション提供者若しくは原債権の債務者のいずれかがデフォルトした場合の影響を考慮すること

VI. 格付の利用

1. 格付の利用

格付並びに PD 及び LGD は、与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制において実際に活用され、信用リスク管理上重要な役割を果たしているか。

また、自己資本比率算出のために使用する PD 又は LGD と与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制のために用いる推計値が相違する場合は、信用リスク管理指針に当該相違点及びその理由を記載しているか。

VII. リスクの定量化

1. デフォルトの定義

(1) デフォルトを、債務者について以下の事由（以下「デフォルト事由」という。）が生じることと定義しているか。

- ① 債務者に対するエクスポージャーを「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」に規定する「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」又は「要管理債権」に該当するものと査定する事由が生じること。ただし、リテール向けエクスポージャーについては、「3 月以上延滞債権」に該当する事由が生じた場合であっても、元金又は利息の支払が約定日の翌日を起算日として延滞している期間が、180 日を超えない範囲で信用リスク管理指針に記載された一定の日数を超えないときは、除くものとする。
- ② 当該債務者に対するエクスポージャーについて、重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③ 当該債務者に対する当座貸越については、約定の限度額（設定されていない場合は 0 とみなす。）を超過した日又は現時点の貸越額より低い限度額を通知した日の翌日を起算日として 3 月以上当該限度額を超過すること。

(2) 一のエクスポージャーについてデフォルト事由が生じた場合、当該エクスポージャーの債務者に対する他のエクスポージャーについてもデフォルト事由が生じたものとしているか。ただし、リテール向けエクスポージャーについては、この限りでない。

(3) デフォルト事由が生じたエクスポージャーについて、デフォルト事由が解消されたと認められる場合、再び適切に債務者格付を付与しているか。先進的内部格付手法採用行は、LGD 及び EAD を推計しているか。

また、当該エクスポージャーについて再度デフォルト事由が生じた場合は、新たにデフォルト事由が生じたものとして扱っているか。

(4) エクスポージャーの延滞日数の見直し並びに既存の債務に関する返済の猶予、繰延べ、契約内容の更改及び借換えの承認その他の延滞日数の計算に関する事項（以下「延滞日数の見直し等」という。）について、以下の事項を含む、明確かつ書面に記載された方針を有しているか。

- ① 延滞日数の見直し等の承認を行う権限を有する者及び報告に関する要件
- ② 延滞日数の見直し等に必要の最短の信用供与の期間
- ③ 返済期限の見直し等が可能な延滞の程度
- ④ エクスポージャーごとの返済期限見直しの回数の上限

⑤ 債務者の返済能力の再評価

また、当該方針を一貫して長期にわたって利用しているか。

延滞日数の見直し等を行ったエクスポージャーを銀行の内部のリスク管理においてデフォルトしたエクスポージャーと同様に取り扱っている場合は、当該エクスポージャーを内部格付手法の適用上デフォルトしたエクスポージャーとして取り扱っているか。

(5) 当座貸越の供与の対象となる者の信用度を評価するための厳格な基準を設けているか。

2. 推計の共通要件

(1) PD、LGD 及び EAD を推計するに当たり、推計に関連するすべての重要かつ入手可能なデータ、情報及び手法を用いているか。ただし、内部データ及び外部データ（プールされたデータを含む。）の利用は、当該データに基づく推計値が長期的な実績を表わしている場合に限る。

なお、以下の要件を満たす場合は、デフォルト事由と異なる定義に基づく内部データ及び外部データを用いることができる。

① 後記3. PDの推計に記載した要件を満たしていること

② 内部データ及び外部データに対して、デフォルト事由を用いた場合とほぼ同等の結果となるようにデータに適切な調整を行っていること

(2) 格付の付与及びプールの評価対象期間中において信用供与実務及び回収の手続に変更があった場合は、当該変更を考慮に入れているか。

(3) 技術的進歩及び新規データその他の情報を利用することが可能になり次第速やかに推計においてそれらを勘案しているか。

(4) 実績値及び実証的な根拠に基づいてPD、LGD 及びEADを推計しているか。

(5) 1年に1回以上の頻度でPD、LGD 及びEADの推計値の見直しを行っているか。

(6) 推計に用いるデータによって代表されるエクスポージャーの母集団、データが抽出された時の信用供与基準及びその他の重要な特性は、エクスポージャー全体のそれとほぼ同様であるか、少なくとも類するものであるか。

(7) データの前提となっている経済的条件又は市場環境は、現在及び予見可能な将来の経済的条件又は市場環境に対応したものであるか。

(8) 抽出標本中のエクスポージャーの数及び定量化に用いるデータの期間は、当該推計が正確かつ頑健なものであると信頼するに足りる程度であるか。

(9) 推計に用いる手法は、抽出標本以外のデータによるテストで良好な成績を収めたものであるか。

(10) 予測される推計に誤差が生じることを考慮してPD、LGD 及びEADの推計値を保守的に修正しているか。

3. PDの推計

- (1) 事業法人等向けエクスポージャーのPDを推計するに当たって、以下の手法又はこれに類するその他の長期の経験に合致した情報及び手法を一以上用いているか。
 - ① 事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付に対応する長期平均PDを推計するに当たって、デフォルトの実績に関する内部データから推計する手法
 - ② 内部格付と外部格付を紐付け、外部格付に対応したPDを格付に割り当てることによりPDを推計する方法（以下「マッピング」という。）
 - ③ 債務者格付に属する個々の債務者のデフォルト確率の推計値をモデルに基づいて算出し、当該推計値の単純平均をPDとする手法

- (2) 事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付のPDを推計するに当たって、デフォルトの実績に関する内部データからPDを推計する手法を用いる場合は、以下の要件を満たしているか。
 - ① 信用供与の基準並びにデータ生成時の内部格付制度及び現在の内部格付制度の相違点を反映し、信用リスク管理指針に当該反映方法に関する分析を記載していること
 - ② 入手可能なデータが限定されている場合又は信用供与の基準若しくは内部格付制度が変更された場合は、PDの推計を保守的に修正していること
 - ③ 複数の金融機関でプールしたデータを使用する場合は、プールにデータを提供する他の金融機関の内部格付制度及び基準が、当該内部格付手法採用行の内部格付制度及び基準と著しく乖離するものでないこと

- (3) 事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付のPDを推計するに当たって、マッピングを用いる場合は、以下の要件を満たしているか。
 - ① マッピングは、内部格付及び外部格付の基準の比較並びに共通の債務者に対する内部格付及び外部格付の比較に基づくものであること。
 - ② マッピングの手法又は定量化に用いるデータは、偏ったものではなく、一貫性に欠けるものでないこと。
 - ③ 定量化に用いるデータの基礎となる外部信用評価機関等の基準は、債務者のリスクに対するものであって、エクスポージャーに係る特性を勘案するものではないこと。
 - ④ 信用リスク管理指針に内部格付の基準及び外部格付の基準においてデフォルトとして扱われる事由に関する比較及び分析並びにマッピングの基準が記載されていること。

- (4) 事業法人等向けエクスポージャーのPDを推計するに当たって、5年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しているか。

また、当該データの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めているか。ただし、PDを推計するに当たって関連性が低いもの又は重要でないものについては、この限りでない。

- (5) プールのPD、LGD及びEADを推計するに当たって、内部データを一次的な情報源としているか。ただし、すべての関連する重要なデータ・ソースに照らし、エクスポージャーを各プールに割り当てる基準と外部のデータ提供者が用いている基準及び内部データの構成と外部のデータの構成の間に、強い関連性がある場合は、外部のデータ又はモデルを推計に用いることができる。

(6) リテール向けエクスポージャーの長期平均 PD を推計するに当たって、5 年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しているか。

また、当該データの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータであって、関連性のあるものについては、その対象に含めているか。この場合において、PD を推計するに当たって関連性が低い観測期間のデータについては、関連性の高い観測期間のデータと同等に扱うことを要しない。

(7) リテール向けエクスポージャーについて、PD が信用供与の時期又は経過期間に依存するものであって、短期的な PD の推計値を用いることが不適切である場合は、PD の推計値を上方に修正することを検討しているか。

4. LGD の推計

(1) LGD を推計するに当たり、以下のすべての要件を満たしているか。

- ① 推計に用いる定義は、経済的損失であること
- ② 経済的損失を計測する場合は、回収までの期間に応じた重要な割引の効果（重要でない場合を除く。）、回収のための重要な直接的及び間接的な費用、その他の関連する要素が考慮されていること
- ③ 回収に関する能力が勘案されていること。ただし、回収率に及ぼす影響について実証的な裏付けが十分でない場合は、回収の能力に基づく LGD の調整を保守的に行わなければならない。

(2) LGD が以下の性質をすべて満たす景気後退期を勘案したものとなるように、エクスポージャーごとに LGD を推計しているか。

- ① 当該エクスポージャーの種類・ソース内で生じたすべてのデフォルト債権に伴う平均的な経済的損失に基づいて計算した長期平均デフォルト時損失率（以下「長期平均デフォルト時損失率」という。）を下回るものでないこと。
- ② 信用リスクに伴う損失率が長期の平均的な損失率を上回る期間において、当該エクスポージャーのデフォルト時損失率が長期平均デフォルト時損失率を上回る可能性を考慮に入れたものであること。

(3) LGD の推計に当たり、債務者のリスクと担保又は担保提供者のリスクの相関を考慮し、顕著な正の相関がある場合は、保守的に取り扱っているか。

(4) LGD の推計に当たり、原債務と担保との表示通貨が異なる場合は、これを保守的に考慮しているか。

(5) LGD の推計に当たり、担保について推定される市場価値のみならず、回収の実績値を基礎としているか。

(6) LGD の推計に当たり、担保による信用リスク削減効果を勘案する場合は、標準的手法で必要となる基準ともおおむね合致するような、担保管理、運用手続、法的確実性及びリスク管理手続に関する内部基準を作成しているか。

- (7) デフォルトしたエクスポージャーについては、経済状況及び当該エクスポージャーの状態に鑑みて当該エクスポージャーに生じうる期待損失 (EL_{default}) を推計しているか。
- (8) 先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの LGD を推計するに当たって、7 年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しているか。
また、上記に定める観測期間にわたるデータが複数ある場合は、最も長い観測期間にわたるデータを利用しているか。ただし、LGD を推計するに当たって関連性の低いものについては、この限りでない。
- (9) リテール向けエクスポージャーの LGD を推計するに当たり、5 年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しているか。

5. 保証及びクレジット・デリバティブに関する最低要件

- (1) 先進的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、当該事業法人等向けエクスポージャーの PD 又は LGD のいずれかを調整しているか。
また、ダブル・デフォルト効果を勘案する場合を除き、当該調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回っていないか。
- (2) リテール向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、当該リテール向けエクスポージャーの PD 又は LGD のいずれかを調整しているか。
また、ダブル・デフォルト効果を勘案する場合を除き、当該調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回っていないか。
- (3) (1)及び(2)の調整方法について、それぞれいずれかーを選択し、継続的に用いているか。
- (4) ダブル・デフォルト効果を勘案する場合を除き、規制上の最低所要自己資本を算定する上で、債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との相関関係が不完全であることを想定して信用リスク削減効果を勘案していないか。
- (5) 先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減効果として用いる場合、以下の要件を満たしているか。
① 保証を信用リスク削減手法として用いる日以降から保証人に対して継続的に債務者格付を付与すること
② 保証人の状況、債務履行能力及びその意思の定期的な監視その他の債務者格付の付与に関する最低要件を満たすこと
③ 保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての関連性のある情報を保有すること
- (6) リテール向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、以下の要件を満たしているか。

- ① 保証による信用リスク削減効果を勘案する日から継続的にプールへの割当てにおいて当該保証を信用リスク削減手法として用いること
 - ② 保証人の状況、債務履行能力、その意思の定期的な監視その他の PD 推計及び債務者格付の付与又はプールの割当てに関する最低要件を満たすこと
 - ③ 保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての関連性のある情報を保有すること
- (7) 保証を信用リスク削減手法として用いる場合、当該手法に基づく信用リスク・アセットの額の算出で用いる保証人の種類について特定された基準を設けているか。
- (8) 保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該保証は、以下のすべての性質を有するものであるか。
- ① 当該保証について契約書が作成されていること。
 - ② 保証人の側からは一方的な解約が不可能であること。
 - ③ 保証人の債務が（保証の額及び趣旨の範囲内で）完全に履行されるまで有効であること。
 - ④ 保証人の資産の所在地において、当該保証人に対する強制執行が可能であること。

6. EAD の推計

- (1) オン・バランスシート項目に係る EAD 推計を行うに当たり、現在において実行済の信用供与の額を下回る値を用いていないか。ただし、法的に有効な相対ネットティング契約（レポ形式の取引に限る。）及び貸出金と自行預金の相殺により信用リスク削減手法の効果を勘案する場合は、この限りではない。
- (2) オフ・バランスシート項目に係る EAD の推計を行うに当たり、エクスポージャーの種類ごとに以下の要件を満たす手続を設けているか。
- ① デフォルト事由発生前及びデフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性を勘案すること。ただし、デフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性については、クレジット・カードその他の将来の不確実な引出を伴うリテール向けエクスポージャーの LGD 推計において、デフォルト事由発生前の追加引出の実績又は見込みを勘案している場合は、この限りでない。
 - ② オフ・バランスシート項目の EAD の推計方法がエクスポージャーの種類によって異なる場合、エクスポージャーの種類の区分が明確になされていること
- (3) EAD が以下の性質をすべて満たすものとなるように、エクスポージャーごとに EAD を推計しているか。
- ① 類似のエクスポージャー及び債務者についての長期的なデフォルト加重平均であること。
 - ② 推計に伴う誤差の可能性を考慮に入れて、保守的な修正を行ったものであること。
 - ③ デフォルトの頻度と EAD の大きさの間に正の相関関係が合理的に予測できる場合は、より保守的な修正を行ったものであること。
 - ④ 景気循環の中で EAD の推計値の変動が激しいエクスポージャーについては、景気の下降期に対して適切な EAD の推計値の方が長期的な平均値よりも保守的な場合は、景気の下降期に対して適切なものであること。

- (4) EAD を推計するに当たり、以下の性質をすべて満たす EAD を推計する基準を設けているか。
- ① 信頼に足るものであり、かつ、理解しやすいものであること。
 - ② 信頼性のある内部分析に基づき、EAD に大きな影響を与えると考えられる要因を勘案するものであること。
 - ③ ②の要因が EAD の推計値に与える影響を分析できること。
- (5) EAD の推計の対象となるすべての種類のエクスポージャーについて、新しい重要な情報が明らかになった場合及び少なくとも年 1 回、EAD の推計値を見直しているか。
- (6) 先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの EAD 推計に当たって、7 年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しているか。
- 当該データの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めているか。ただし、EAD を推計するに当たって関連性が低いものについてはこの限りでない。
- また、先進的内部格付手法採用行は、EAD を推計するに当たり、デフォルトした件数の加重平均を用いているか。
- (7) リテール向けエクスポージャーの EAD 推計に当たって 5 年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しているか。

7. 購入債権の PD、LGD 及び $EL_{dilution}$ の推計

- (1) $EL_{dilution}$ を推計しているか。ただし、購入債権の譲渡人が購入債権に係る希薄化リスクの全部を保証している場合は、この限りでない。
- (2) 適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて、トップ・ダウン・アプローチを用いて PD、LGD (EL を用いて推計する場合を含む。) を推計する場合又は $EL_{dilution}$ を推計する場合及び購入リテール向けエクスポージャーについて PD、LGD 又は $EL_{dilution}$ を推計する場合は、適格購入事業法人等向けエクスポージャー又は購入リテール向けエクスポージャーの属するプールと類似のプールについて保有するデータ又は購入債権の譲渡人若しくは外部から提供されるデータその他すべての入手可能な購入債権の質に関する情報を勘案しているか。
- (3) 購入債権の譲渡人から提供されるデータが、当該購入債権の譲渡契約で定める当該購入債権の種類、額、契約期間中の債権の質その他の点に合致しているか否かを確認し、合致していない場合は、当該購入債権に関連するより多くの情報を取得し、これを勘案しているか。
- (4) 購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の PD、LGD 及び $EL_{dilution}$ を正確に、かつ、一貫して推計するに足りる程度に当該エクスポージャーを均質なプールに割り当てているか。ただし、トップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて、PD、LGD を推計するのは、先進的内部格付手法採用行の場合に限る。

- (5) 適格購入事業法人等向けエクスポージャーのリスクを定量化する場合、PD 及び LGD の推計において譲渡人又は第三者による保証又は補償を考慮していないか。
- (6) 適格購入事業法人等向けエクスポージャーについてトップ・ダウン・アプローチを用いて PD、LGD 及び EAD を推計する場合、 $EL_{dilution}$ を推計する場合並びに購入リテール向けエクスポージャーについて PD、LGD、EAD 及び $EL_{dilution}$ を推計する場合は、以下の要件のすべてを満たしているか。
- ① 法的枠組みに関する基準を満たしていること。
 - ② 購入債権の質並びに購入債権の譲渡人及びサービサー（委託又は再委託に基づき購入債権の管理、購入債権の債務者に対する購入債権の請求及び回収金の受託事務を受託したものをいう。）の財務状態について監視しており、かつ、監視に関する基準を満たしていること。
 - ③ 購入債権の購入に係る契約上、購入債権の譲渡人の業況又は購入債権の質の悪化の早期発見及び生じうる問題状況に対して予防的な措置をとることを可能にするシステム及び手続が設けられており、ワークアウトのシステムに関する基準を満たしていること。
 - ④ 担保、購入債権の債権者から債務者への信用供与の上限及び回収された資金の管理に関する明確かつ有効な基準が設けられていること。
 - ⑤ すべての主要な行内の指針及び手続の遵守に関する基準を満たしていること。

VIII. 内部格付制度及び推計値の検証

1. 検証

内部格付制度及びその運用、PD、LGD 及び EAD の推計値の正確性並びにその一貫性を検証する頑健な制度を設けているか。

2. バック・テスト

- (1) 事業法人等向けエクスポージャーについて債務者格付ごとに年 1 回以上の割合で定期的に PD の推計値と実績値を比較し、PD の推計値と実績値の乖離の度合いが当該格付について想定された範囲内にあることを検証しているか。
- (2) 先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて年 1 回以上の頻度で定期的に LGD の推計値と実績値を比較し、LGD の推計値と実績値の乖離の度合いが当該エクスポージャーに付与された案件格付又は当該エクスポージャーについて想定された範囲内にあることを検証しているか。
- (3) 先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについてエクスポージャーごとに年 1 回以上の割合で定期的に EAD の推計値と実績値を比較し、EAD の推計値と実績値の乖離の度合いが当該エクスポージャーについて想定された範囲内にあることを検証しているか。
- (4) リテール向けエクスポージャーについてプールごとに年 1 回以上の割合で定期的に PD、LGD 及び EAD の推計値とそれぞれの実績値を比較し、それぞれの PD、LGD 及び EAD の推計値と実績値の乖離の度合いが当該プールについて想定された範囲内にあることを検証

しているか。

(5) 上記(1)から(4)の比較及び検証は、以下のすべての要件を満たすものであるか。

- ① 可能な限り長期にわたる過去のデータが使用されていること
- ② 比較に用いられる方法及びデータを明確に記載した書類が整備されていること

3. 外部データによる内部格付制度の検証

(1) 2. バック・テストの検証の手法以外の定量的な検証の手法及び関連する外部のデータ・ソースとの比較を行っているか。

(2) (1)の検証の手法は、以下の性質をすべて満たすものであるか。

- ① 分析に用いるデータが、分析の対象となるポートフォリオに対して適切であり、定期的に更新され、かつ、関連する観測期間にわたるものであること。
- ② 長期の実績データに基づくものであること。
- ③ 景気循環による構造的な影響を受けないものであること。
- ④ 検証手法、データ・ソース又は対象期間の変更に関する書類が整備されていること。

4. 推計値の是正

(1) PD、LGD 又は EAD の推計値と実績値が著しく乖離し、推計値の妥当性が疑われる状況について明確な基準を設けているか。

(2) 上記(1)の基準を設けるに当たっては、景気循環その他デフォルト実績率の構造的な変動要因を考慮に入れているか。

(3) PD、LGD 又は EAD の実績値が推計値を上回る状況が続く場合は、PD、LGD 又は EAD の実績値を反映するように、推計方法及び推計値を修正しているか。

IX. 株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の最低要件

1. 株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認基準の遵守

株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、内部モデル手法を用いる場合、以下の基準を遵守しているか。

- ① リスクの定量化に関する基準を満たすための態勢を整備していること。
- ② 内部統制に関する基準を満たすための態勢を整備していること。
- ③ 検証に関する基準を満たすための態勢を整備していること。

2. 書類の整備

承認を受けて内部モデル手法を用いている場合、内部モデル及び当該内部モデルを作成する過程に係るすべての主要な事項を記載した書類を整備しているか。

また、当該書類は、内部モデルの設計及びその運用の詳細にわたるものであって、かつ リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準及び検証に関する基準を遵守していることを証するものであるか。

X. 証券化エクスポージャー

1. 共通の取扱い

- (1) 以下のものは控除項目となっているか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。
- ① 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー
 - ② 信用補完機能をもつ I/O ストリップス
- (2) 資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、以下の条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しているか。
- ① 原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。
 - ② 当該銀行が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、銀行の倒産手続等においても当該銀行又は当該銀行の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に銀行から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等による意見書を具備していること。この場合において、以下のイ. 又はロ. の要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。
 - イ. 当該銀行が譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。ただし、買戻権の行使が⑥に該当するクリーンアップ・コールである場合は、この限りでない。
 - ロ. 当該銀行が当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、①に反しない限度での劣後部分の保有は妨げられない。
 - ③ 当該証券化取引における証券化エクスポージャーに係る投資家の権利は、原資産の譲渡人である当該銀行に対する請求権を含むものでないこと。
 - ④ 原資産の譲受人が証券化目的導管体であって、かつ、当該証券化目的導管体の出資持分を有する者が、当該出資分について任意に質権を設定し、又は譲渡する権利を有すること。
 - ⑤ 原資産の譲渡契約において以下のイ. からハ. の条項のいずれかが含まれるものでないこと。
 - イ. 原資産の平均的な信用力の向上を目的として、当該銀行が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。
 - ロ. 譲渡日以降に当該銀行による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを認める条項
 - ハ. 証券化エクスポージャーの裏付資産の信用力の劣化に応じて投資家、第三者たる信用補完提供者その他の当該銀行以外の者に対する利益の支払を増加させる条項
 - ⑥ 当該証券化取引にクリーンアップ・コールが含まれる場合は、当該クリーンアップ・コールが次のイ. からハ. の条件のすべてを満たすものであること。
 - イ. クリーンアップ・コールの行使は、当該銀行の裁量にのみ依存すること
 - ロ. クリーンアップ・コールが、投資家に損失が移転することを妨げる目的又は当該投資家の保有する証券化エクスポージャーに対して信用補完を提供する目的で組成されたものでないこと
 - ハ. クリーンアップ・コールの行使は、原資産又はオリジネーター以外のものが保有する未償還の証券化エクスポージャーの残高が当初の残高の 10%以下となった場合に限られること
 - ⑦ 契約外の信用補完等を提供していないこと。

2. 内部格付手法の取扱い

- (1) 証券化エクスポージャーの原資産の信用リスク・アセットの過半が標準的手法の対象である場合には、標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しているか。
- (2) 証券化エクスポージャーの原資産に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算方法が特定されていない場合には、銀行がオリジネーターであるときは標準的手法、それ以外のときは外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しているか。
- (3) 格付又は推定格付が証券化エクスポージャーに付与されている場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの額を算出しているか。

なお、証券化エクスポージャーが無格付である場合は、指定関数方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。また、ABCPプログラム（ABCPの満期が1年以内のものに限る。）に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーが無格付である場合は、内部評価方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。
- (4) 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、自己資本控除としているか。
- (5) 一の証券化取引について保有する証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えていないか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び信用補完機能を持つI/Oストリップスの額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。
- (6) 外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額としているか。
- (7) 内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合、金融庁長官の承認を受けているか。

この場合、内部格付を適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じたリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。
- (8) 内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、以下の運用要件を満たしているか。
 - ① ABCP に対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。
 - ② ABCP プログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該 ABCP プログラムの購入した原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。

- ③ 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の銀行の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。
 - ④ 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価が適格格付機関のいずれの格付に対応するかを明確に定められていること。
 - ⑤ 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関が公表している評価基準以上に保守的なものであること。ただし、当該適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とする ABCP プログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とする ABCP の格付を行っているものに限る。
 - ⑥ ABCP に対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合で、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なる場合は、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。
 - ⑦ ABCP に格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、総じて格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合は、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。
 - ⑧ 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCP の格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引については、当該取引に基づく ABCP に内部評価手法を用いることにつき金融庁長官の承認を得た場合は、この限りでない。
 - ⑨ 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は行内の信用評価若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な見直しを行うこと。
 - ⑩ ⑨の監査を行う者は、顧客対応及び ABCP を担当する営業部門から独立していること。
 - ⑪ 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価が恒常的に乖離している場合は必要に応じて調整が行われていること。
 - ⑫ ABCP プログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられており、かつ、原資産の購入取引の仕組の概要が定められていること。
 - ⑬ 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。
 - ⑭ 以下の事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。
 - イ. 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止
 - ロ. 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限
 - ハ. 購入可能な債権の満期に関する上限
 - ⑮ ABCP プログラムにおいて購入を検討している資産のプールの損失を推計するに当たっては、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案していること。
 - ⑯ 裏付資産のポートフォリオの潜在的な信用力低下を防止するために、エクスポージャーのプールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策が ABCP プログラムに組み込まれていること。
- (9) オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について 100%の掛目を乗じた額を、当該証券化エクスポージャーの与信相当額としているか。

なお、市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完について指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーの与信相当額は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について20%の掛目を乗じた額とする。

- (10) オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除として
いるか。

ただし、以下のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に以下の掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

- ① 契約期間が1年以内である適格流動性補完 50%
- ② 契約期間が1年を超える適格流動性補完 100%
- ③ 市場が機能不全に陥っている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 20%